令和８年（フ）第１３３号
千葉県袖ケ浦市上泉635番地３
債務者　有原かおり
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４９号
千葉県君津市中野４丁目15番30号　101
債務者　狩野　一博
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第３０９号
静岡県田方郡函南町間宮57番地の６　ヌーベルバーグM’Ｓ―103
債務者　濱口　明宏
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２２９号
香川県高松市上福岡町714番地１　そよの里407号
債務者　三好　絹代
１　決定年月日時　令和８年８月27日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２号
香川県観音寺市大野原町大野原432番地１
債務者　尾藤　伸樹
１　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第４３８号
栃木県日光市瀬尾231番地４　ビバーチェシン102号室、住民票上の住所栃木県日光市森友114番地１
債務者　甲斐田英知
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６１６号
千葉市若葉区都賀の台４丁目８番２号　堀本様方
債務者　小山田幸一
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０６号
千葉市若葉区加曽利町987番地21　シャインハイツ103号
債務者　對馬　弘規
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４６号
千葉県市川市福栄３丁目１番２―302号　（行徳ハイライズ）
債務者　中川　嘉章
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５４号
千葉県習志野市実籾４丁目15番11―102号
債務者　宮原　　清
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５６号
千葉市花見川区花見川３番16棟302号
債務者　高山　清志
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６１号
千葉県習志野市新栄１丁目７番11号　グリーンハイツミナミ201号
債務者　邊見　裕史
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７５号
千葉県習志野市香澄１丁目５番１―506号
債務者　平岡　和徳
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７９号
千葉市中央区千葉寺町876番地１　千葉寺県営住宅１棟511号
債務者　戸村　慎吾
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８５号
千葉市若葉区都賀５丁目23番23号　アーバンヒル都賀101号
債務者　加納　敏弘
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０５号
千葉県市川市高谷２丁目20番17号　（ジュネパレス市川26―201号）
債務者　坂本龍之介
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１０号
千葉県習志野市谷津２丁目２番６号
債務者　山口　力丸
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係